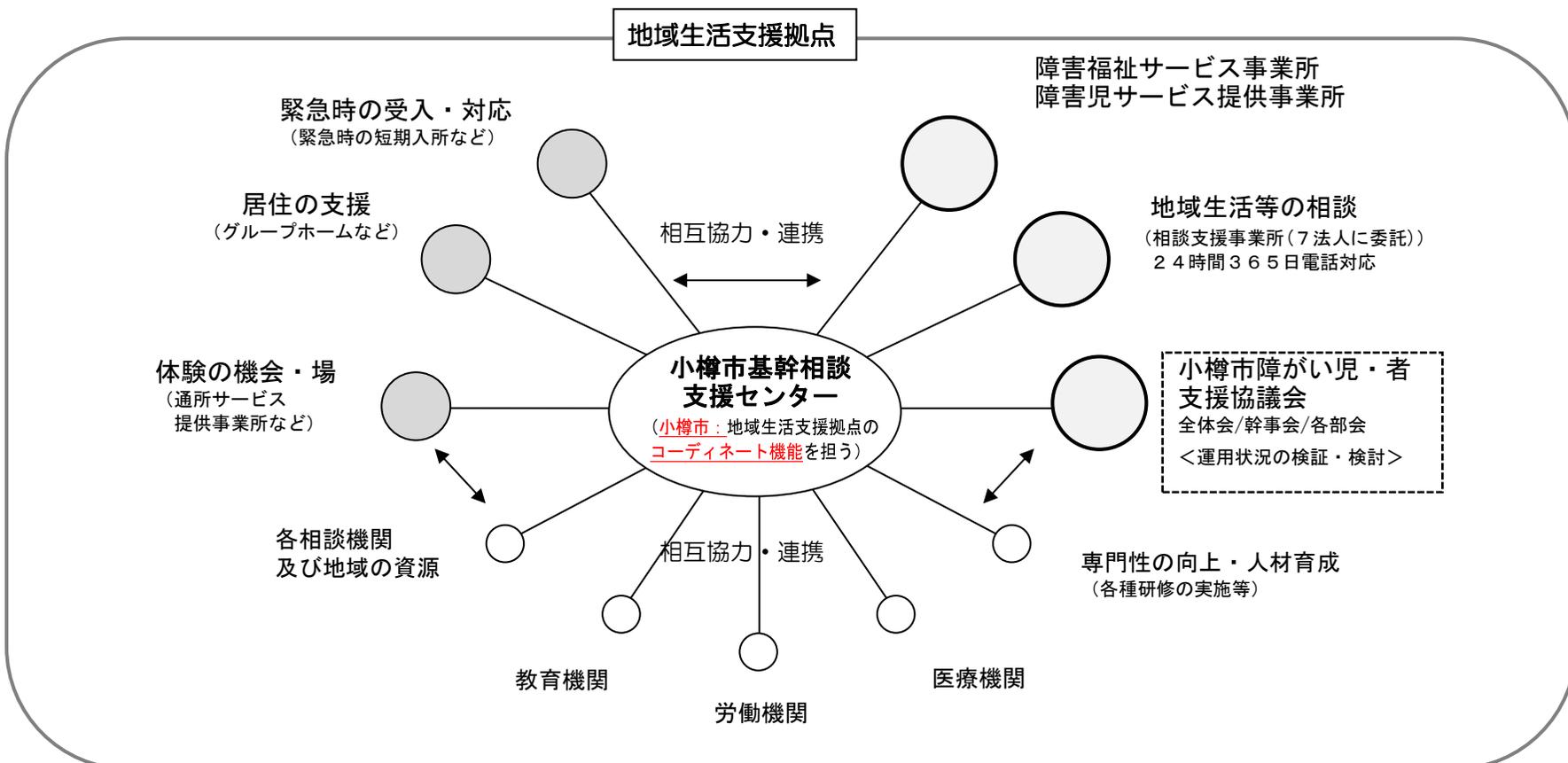


小樽市障がい福祉計画・障がい児福祉計画新旧対照表

新

旧

備考



小樽市障がい福祉計画・障がい児福祉計画新旧対照表

新	旧	備考
<p>2 コミュニケーション支援の推進</p> <p>本市では、平成30年3月に制定した「小樽市障がいのある人の情報取得・コミュニケーション促進条例」及び「小樽市手話言語条例」に基づき、市民や事業者に対して、障がいのある人のコミュニケーション手段には手話、点字、要約筆記、音訳、平易な表現など多様なものがあることの理解を広げるとともに、<u>令和4年5月に施行された「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」</u>に基づき、<u>電話リレーサービス等の情報通信技術を利用したサービス</u>や障がいの特性に応じた多様な手段を利用できる環境整備を図ります。</p> <p>また、コミュニケーションを支援する手話通訳者や点訳者、要約筆記者などの養成研修を実施し、その担い手の育成に努めます。</p> <p>3 心のバリアフリーの推進</p> <p>外見からは障がいがあることや配慮を必要としていることなどが分かりにくい方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができる環境づくりとして、「ヘルプマーク」や「ヘルプカード」の普及啓発を図ります。</p> <p><u>併せて、障がいのある人への理解を深め、さまざまな心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互理解のためにコミュニケーションを取り、支え合う「心のバリアフリー」の普及啓発に、引き続き取り組みます。</u></p> <p>4 障害福祉人材の確保・育成・定着への取組</p> <p>障害福祉の職場は、人と人が関わり支え合う、やりがいと魅力のある職場です。また、高齢化が進む中で支援を必要とする人々を支える仕事の重要性は高まっており、今後も安定的に、質の高い障害福祉サービスを提供するためには、人材の確保・育成・定着を図っていくことが求められています。</p> <p>このため、北海道や小樽市社会福祉協議会、障害福祉サービスを提供する事業者、関係機関等と情報共有・連携強化を図りながら、障害福祉の職場の魅力発信、実習生やインターンシップの受入れ、研修の機会の充実、働きやすい職場環境づくり及び ICT やロボットの導入による職員の負担軽減等の取組について検討を行います。</p>	<p>2 コミュニケーション支援の推進</p> <p>本市では、平成30年3月に制定した「小樽市障がいのある人の情報取得・コミュニケーション促進条例」と「小樽市手話言語条例」に基づき、市民や事業者に対して、障がいのある人のコミュニケーション手段には手話、点字、要約筆記、音訳、平易な表現など多様なものがあることの理解を広げるとともに、遠隔手話サービスなど、障がいの特性に応じた多様な手段を利用できる環境整備を図ります。</p> <p>また、コミュニケーションを支援する手話通訳者や点訳者、要約筆記者などの養成研修を実施し、その担い手の育成に努めます。</p> <p>3 心のバリアフリーの推進</p> <p>外見からは障がいがあることや配慮を必要としていることなどが分かりにくい方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができる環境づくりとして、「ヘルプマーク」や「ヘルプカード」の普及啓発を図ります。</p> <p>このような活動を通して、障がいのある人への理解が深まり、障がいの有無にかかわらず、市民に心のバリアフリーが浸透していくような活動に引き続き取り組みます。</p>	<p>障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に関する記述を追加</p> <p>文言整理</p> <p>新設</p>

小樽市障がい福祉計画・障がい児福祉計画新旧対照表